

令和6年3月3日
越谷市野球連盟

登録会費の取り扱いについて

令和7年度より競技者登録システムへ完全移行するにあたり、登録会費(チーム・個人)の納入時期及び期限について全軟連より通知がありましたので、越谷市野球連盟の対応として、当分の間下記のとおりとします。

記

越谷市野球連盟(以下市連盟)の集計及び納入方法(令和6年度)

- 1 市連盟は、2月末日現在において、登録チーム及び構成員の集計を行う。
- 2 加盟チームは、定期総会の日に関構成員の人数×200円を市連盟に納入する。
- 3 市連盟は、4月末日までに上記金額と加えてチーム会費1,200円×加盟チーム数の金額を予算(年会費)から計上し、埼玉県野球連盟が指定する口座へ振込する。(1回目の納入)
- 4 市連盟は、3月から10月までの間における構成員等の状況を、2月末と比べ加盟チームに追加登録等があれば11月上旬に請求する。
- 5 加盟チームは、請求に基づき11月20日まで(厳守)に、市連盟に納入する。
- 6 市連盟は、納入された登録会費を、11月末日までに埼玉県野球連盟が指定する口座へ振込する。(2回目の納入)

参考

令和6年度納入方法(全軟連提示 5.11.20 付)

登録時期	請求書発行	納入期限
1月～3月登録	4月上旬	4月末
4月～6月登録	7月上旬	7月末
7月～10月登録	11月上旬	11月末

(登録料)

- 第12条 一般会員は、年度当初に登録料を連盟に納入しなければならない。
- 2 チーム会員は、年度当初に加盟団体を通じて連盟に登録料を納入しなければならない。
 - 3 個人会員(チーム構成員)のうち、監督、コーチ、選手は、年度当初に連盟に登録料を納入しなければならない。
 - 4 連盟の登録料は、理事会で定める。
-
- 1 一般会員(役員・審判員) 500円/人・年
年度当初に全軟連に納入
 - 2 チーム会員 1,200円/チーム・年
年度当初に越谷市野球連盟を通じて全軟連に納入
 - 3 個人会員(構成員) 200円/人・年
年度当初に全軟連に納入